

令和4年8月2日（火曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

## 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和4年8月2日（火曜日）

### 出席議員（なし）

### 出席委員（12名）

委員長	菅原辰雄君		
副委員長	後藤伸太郎君		
委員	伊藤俊君	阿部司君	
	高橋尚勝君	須藤清孝君	
	佐藤雄一君	佐藤正明君	
	及川幸子君	村岡賢一君	
	今野雄紀君	三浦清人君	

### 欠席委員（なし）

### 説明のため出席した者の職氏名

#### 町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	佐藤正行君
行政管理課長	岩淵武久君
行政管理課長補佐 兼行政管理係長	小野寺洋明君
農林水産課長	千葉啓君
農林水産課長補佐 兼農林業振興係長	加藤信男君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	男澤知樹君
主兼総務係長	畠山貴博君

---

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主事	山内舞祐

## 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時07分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

なお、報道陣から撮影及び録音を行う旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

午前中の本会議、誠に御苦労さまでございました。引き続きの本調査特別委員会においても、活発かつ円滑な議事進行への御協力をお願ひいたします。

本日の会議は、議会から町当局と監査委員に対し、前回の12月14日の特別委員会以降の状況について説明を求めるために開催するものであります。よろしくお願ひいたします。

早速会議に入ります。

不正流用により生じた損害に係る町の対応についてを議題といたします。

本日は説明員として町長、副町長、総務課長、総務課長補佐、行政管理課長、行政管理課長補佐、農林水産課長、農林水産課長補佐、代表監査委員、監査委員事務局長、監査委員事務局係長が出席しております。

この際、お諮りいたします。

本委員会は令和3年12月14日、町補助金の不正流用問題に関し、町顧問弁護士が示した意見について秘密会を開いて調査いたしましたが、本日までの間に、町当局において補助金を不正に流用したとされる人との具体的な協議が進められていること、また、既に町長から町監査委員に対し地方自治法に基づく監査の要求がなされていることから、昨年12月14日の特別委員会において行われた説明及び質疑等の内容について、今後も秘密性を保持する必要はなくなりましたことから、これを解除したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって秘密性を解除することに決定いたしました。

本日の会議の進め方についてでありますが、不正流用事案発覚以降の町及び町議会の対応等について確認する必要がありますことから、改めて事務局に説明いたさせます。そして、その後に町当局及び監査委員事務局から、前回の特別委員会以降の対応状況についてそれぞれ

説明を求めたいと思います。説明員に対する質疑等は、この説明が終了した後、一括して行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。このように執り進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。

それでは説明に入ります。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、次第資料を1枚めくっていただきたいと存じます。

1ページ目を御覧ください。

不正流用事案発覚以降の経過について整理をしております。

昨年3月の16日、宮城県農業共済組合の調査に対し、本人（元農済職員）が不正流用を認めたと、ここからでございます。

3月19日には、宮城県農業共済組合の方々が役場を訪れ、町に対し調査した概要について報告があったということでございます。

4月の9日には、議会で全員協議会が開催されまして、当局が事の経緯及び概要を報告しております。

6月の4日には、町監査委員による随時監査及び財政援助団体監査の結果、本件に関する監査の結果が議長に対し報告されております。

6月の29日には、町当局が南三陸警察署に対し、本件に関し被害届を提出した。同じ日には、議会において調査特別委員会が設置されておりまして、以降10回にわたり特別委員会での調査が行われております。

9月の22日には、9月の定例会議において町長及び副町長の給料の一部を減額する条例案が可決されております。併せて、9月定例会に議員提案されました議員報酬の一部を減額する条例案については否決されております。そして、9月定例会の最終日、議会の本会議において町の不適正事務の再発防止等に関する決議が全会一致で可決されました。

10月の29日には、本件事案に関与した職員に対する懲戒処分等が13人の職員に対し町長において決定されております。

2ページをお開きください。

6月29日に設置されました本件事案に関する調査特別委員会について、概要を整理しております。

6月29日に設置された後、様々な調査が行われ、8月の11日には、宮城県農業共済組合の幹

部の方々をお呼びしての参考人質疑がこの場で交わされております。

8月の19日には、町当局においての内部事務調査の中間報告が報告されております。

9月の10日には、最終報告書及び南三陸町分限懲戒審査会規程に掲げる事項に関する調査報告書が説明されております。

議員の改選を踏まえ、経て12月の10日に改めて特別委員会が設置され、12月の14日には町顧問弁護士が示した意見について当局から説明がなされ、それに対し様々な質疑が行われておると。

駆け足になりましたが、本件事案発覚以降、昨年12月14日までの流れ、経過については以上のとおりであったということを改めて事務局として報告いたしました。私からは以上です。

○委員長（菅原辰雄君） それでは、行政管理課長、お願いします。

○行政管理課長（岩淵武久君） よろしくお願いをいたします。

それでは、行政管理課作成物として配付させていただいております2枚物の資料、その1ページ目を御覧いただきたいと思います。

初めに、資料中、大きい数字の1といたしまして相手方である個人との協議等の経過でございます。

令和3年3月の事案の発覚以後、相手方個人との間で、記載をいたしておりますとおり面談による協議等を行ってまいりました。なお、表題において主たるといたしておりますとおり、記載の内容以外にも電話あるいはメールにより個別具体的な事項について、必要な都度御相談をさせていただいておるといったものでございます。

次に、大きい数字の2を御覧ください。

これまでの協議等の結果、相手方から提示のあった御意向等でございます。

1点目、相手方個人が不正に私的流用をしたものとされる、その整理できる金額につきまして相手方に御説明をし、その確認を得ているといった内容でございます。実際の金額といたしましては1,528万8,176円であり、その整理に当たってはNOSAI宮城様の御協力もいただきながら丁寧に進めてきたものでございます。

2点目、相手方個人がその意向を示すに当たって、法律相談等を介しているといった内容でございます。相手方に対しましては、あらかじめ町といたしまして、町側の考え方等だけによることなく御自身としてのお考え、あるいは御家族等も含めた周囲の方々、法律家等の意見も聞くなどし、弁済する、しない、さらには弁済するとした場合の金額等に関し御判断をいただきたい旨をお話ししてまいりました。実際、相手方御本人は法テラスからの弁護士の紹

介を受け相談をしたということでございまして、その相談の結果としては私的に流用したのであるから、その全額について弁済することが基本であろうと、そういった旨の教示を受けたということでございます。

3点目、相手方御本人は本件事案の発覚後、実際には、資料の1のほうに上段にあります昨年5月13日の1回目の面談協議の際から、私的に流用した分については全て弁済をしたいといった御意向を示されてきました。これまでの協議等におきましても、先ほども申し上げました弁護士の教示も踏まえた上で、私的に流用した金額の全てについて弁済をしたいといった最終の御意向が示されたものでございます。ただしとなりますが、金額的に一括での弁済は困難であるといったことから、当初となる第1回目の弁済時にある程度のまとまった金額を納めた後は、月々の弁済、いわゆる分割払いによりたいといった内容が申入れされてございます。

4点目、ただいま申し上げました計3点の内容について、その一方でさきに監査側からも御指摘等がなされておりますとおり、町側の責任といったことの整理も必要な事案でございます。したがいまして、弁済すべき金額を私的に流用分の全てということとしつつ、相手方個人の責任によらない割合等が定まった後は、その定まった内容に従うといった御意向でございます。

次に、大きい数字の3を御覧ください。

今後における手続に関し、お示しをさせていただいてございます。

弁済の受入れにつきましては、争いがなく訴訟によること等とせず、弁済契約の締結をもつて開始をすることとしたとしてございます。その契約につきましては、双方に争いはございませんものの、いわゆる和解に当たるものとして整理いたしますことから、近く、地方自治法96条に基づく議決事件として、議会に付議をさせていただくこととして予定してございます。

なお、本日お配りの資料の2ページ目には、振り返り的な内容ともなりますが、町補助金の支出総額をはじめとする内容についてお示しをいたしてございます。トータルの結果といたしまして、不正流用分の金額が1,528万8,176円となるといった内容でございます。

以上、お配りをいたしてございます資料に基づく説明とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○委員長（菅原辰雄君）　監査委員事務局長。

○事務局長（男澤知樹君）　それでは最後に、お配りしております資料、地方自治法第243条の

2の2第3項の規定による監査等の状況、4枚ものの資料について御説明を、監査委員事務局長としてさせていただきます。

まず1として、要求監査についてということで3行記載しております。

令和4年1月24日付南三総第1505号において、町長から監査委員に対して自治法第243条の2の2第3項の規定による監査等についての要求がございまして、これを監査委員として受理しております。

3ページ目に写しをつけております。後で御説明させていただきます。

1ページ目の2番、監査のこれまでの経過について、その概要を整理してございます。

1月の24日に、ただいま申し上げたとおり監査の要求がございまして、その文書を受理いたしました。その3日後、関係資料を提出されたいということで監査として町当局に要求をいたし、2月に入りまして法律の専門家、いわゆる弁護士でございますが、弁護士に対し監査委員事務局として相談をかけております。

2月の下旬に、町当局から監査に必要な関係書類について一式どさっとという形でまいりまして、これを受理いたしまして、28日、監査委員においてこの書類の概要を確認をしていただきました。併せて法律の専門家等への相談も行っております。

3月に入りまして、関与した町職員、これはO Bの方も含みます。に対する事情聴取をスタートいたしまして、併せて断続的に法律の専門家、弁護士への相談、赴いたり、電話したり、メールしたりといったことを断続的に行っております。

2ページを御覧くださいませ。

3月、4月、5月と同様に監査、調査を続行しております。

6月の29日には、元農済職員の事情聴取を行っております。

7月の13日の法律の専門家への相談、面談、事務所に赴いてといった形で法律的な見解等をお聞きをしながら、進め方を相談しながら現在に至っているというところでございます。

3ページをお開きください。

1月の24日付、24日その日に監査委員に対して要求があった文書の写しでございます。3行目でございます。補助金等交付規則に基づく手続等に著しく適正を欠く取扱いがあり、当該取扱いに起因し町に損害が生じたと認められますので、自治法による監査及び決定を求めます。併せて自治法後段に規定する職員以外の者の行為等に関し、同法第199条第6項による監査を要求しますという公文書でございます。

4ページをお開き願います。

この243条の2の2及び199条の条文を整理して載せております。まず、中段の243条の2の2とはという部分でございますが、5行目の後段ですね、読みます。「これによって生じた損害を賠償しなければならない。」そして次からなんですかけれども、「次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。」この同様とするというの、これによって生じた損害を賠償しなければならないということと同様とするというものでございます。漢数字の一、二、三、四とありますが、一として支出負担行為、これは補助金の交付決定を指すものと理解しております。二、第232条の4第1項の命令、これはいわゆる支出命令のことあります。三、支出、これは会計管理者の権限でございます。そして2、略。3の部分ですね、これが要求の根拠でございます。普通地方公共団体の長は、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならないというのが法律でございます。

次に、199条第6項について御説明いたします。

⑥と書いてある部分です。監査委員は普通地方公共団体の長から事務の執行に関し監査の要求があったときはその要求に係る事項について監査をしなければならないというものでございます。これは、その下にある243条の2の2の職員以外の職員について瑕疵があった場合は、それについてもあわせて監査を求めておる、その根拠の条文でございまして、その場合においては一番下、民法第709条とありますけれども、その場合の賠償を求める根拠としては民法の709条、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うというのと、いわゆるセットというものと理解しております。

現在監査中でございまして、監査の具体についてこの場で申し上げることは適當ではないというふうに代表監査委員等と確認はしておりますが、ただ、監査としてはこのような流れで現在まで監査を行っておりまして、今後もその結論に至るまで監査を続けてまいりたることでございます。以上であります。

○委員長（菅原辰雄君） 説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。伺いたいことがあれば伺ってください。なお、質疑はただいまの説明以外の内容で、これまでの当局の答弁に関し確認したいことについても行っていただいても構いません。なお、質疑の回数は

1度の質疑につき3回までとし、さらに伺いたいことがある場合は、他の委員の1度目の質疑はないと認められた後にこれを許可するということにいたします。それでは、質疑願います。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 説明を伺いまして、大体のところは現状が分かってきたかなというふうに思うんですが、私の感覚がちょっとずれていたらそのように御指摘いただきたいと思うんですけれども、不正に流用した分を弁済する意思があると、全額であると。ここが少し引っかかるところかなと。要は補助金を、もちろん不正に受給して流用したということは、これは咎められるべきことですが、それを10年にわたって見過ごしてしまった町側の責任ということも、この特別委員会の中では再三議論されていた部分かなと。それについて決定したら、それに後で従いますという気持ちのようですが、ただ、契約はもう結んでしまって弁済を始めたいということのように聞こえました。自分が総額どれぐらい弁済しなきゃいけないのかというのが決まってからお支払いが始まるというのが一般的なのではと思ったんですけども、それを待てない理由といいますか、現状こののような状況であるよという説明に至った経緯を御説明いただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 相手の方とも、これまで何度もとなくといいますか、協議等を重ねてまいりまして、先ほど監査のほうからも御説明ございましたとおり、議員さん御指摘の町側の責任といった部分についても、当然今、検討のテーブルに乗っているといった状況であるといったことは御本人にもお伝えをいたしてございます。ただ一方で、御本人といたしましては一日も早く弁済をスタートさせたいといった強いお話が、御意向がございまして、その後、結果として町側の責任、組織としての責任といった部分が確定すれば、その部分について減額という決定がなされればその内容に従うといった意味合いでございます。ですので、まず最初の段階といたしましては、不当に利益を得た分の損害賠償として、御本人は一旦不正流用分の全てを返すという約束を交わさせていただきたいと。その後、何らかの町側の決定があれば、その決定に応する形で、想定されるとすれば減額ということになろうかと思思いますけれども、それはその内容に従いたいといった御意向でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 もう一つ、説明の中でありましたので再度確認ということになりますが、町側の責任ということについては、現在、監査の皆さん方が町側からの要求を受けて、監査してくださいという要求を受けて、これぐらいの責任があるのではということを、今、デリケー

トな問題ですから超慎重にだと思いますが、検討している最中ということの認識でよろしかったでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君）　局長。

○事務局長（男澤知樹君）　対象者が非常に多ございまして、かつ、ちょっと言葉選びながらしゃべりますけれども、退職された方も対象たり得るといった部分とか、あとは法律的な解釈とかの部分を読み込むのが、非常に様々な法律が複層しておりますので非常にデリケート、慎重にならざるを得ないということでございまして、必要な時間であろうというふうに考えております。ばたばたとやっていいこととよくないことと言ったら、多分これは後者、慎重に構えてやる必要があるんだろうということで、現在監査中でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　私も言葉を選びながら慎重にということであれば、3回目に回したいと思って聞いていた、取っておいたんですけども、以前に特別委員会、秘密解除されたんですね。特別委員会の中でお話があったときに、責任を負わせられる範囲は最大2分の1程度ではというような意見もあったと記憶しております。その2分の1というのがひとり歩きしてしまうのはどうかなと思うので、あんまり最初から聞く気はなかったんですけども、その辺はどのように意識しているのか、町側の考えは聞く必要があると思いますので、お答えいただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君）　これまでの特別委員会で、本町の顧問弁護士が意見書でも触れてございましたのが、相手方の責任といいますか賠償となった場合には、最大でも2分の1といった言葉が意見書の中にもございました。まずもってなんですが、その2分の1という基本的な考え方は、争いとなった場合における基本的な考え方なんですが、まずもって、相手方御本人の御意向に基づく等いたしまして争いがない場合については、スタートは、検討のスタートは不正な行為で利益を得たと。その方が損害を賠償するといったことが民法上の前提となってございますので、現在の検討のスタート、全額を弁済すると相手方の御意向もそれに応じた形で協議が整いつつあるといいますか、といった状況にあるといったことでございます。

ただ一方で、今、町側のほうから監査のほうにも自治法に基づく要求監査等をお願いをしてございますので、その結果に応じて町組織としての責任といったことが認定されれば、一つ

の弁済契約として今考えます条項中には、その分について減額をする、変更をするといったことも盛り込む、そういう内容を契約として形にしたいといったことで考えておるといった状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も前委員と同じような形で若干聞きたいんですけども、この示したあれですと、最初全額の契約を交わすという、そういう説明だったんですが、その後の契約に関して、先ほど課長の説明ですと何かその後の変更の可能性もあるようなことも伝えられましたので、そのことがたった今、前委員が質疑した中でのことで分かったんですけども、秘密会も解けましたので2分の1ということも大っ広げになるわけですけれども、そこで、この農済の方が法テラスで何か聞いたら全額の必要性があるという、そういうことも書いています。それに対して当町の顧問弁護士の意見書ですと2分の1という、そういう開きがあるわけですけれども、そこで、最初からというか減額になるような可能性があるんだったら、私的には2分の1の契約から始まって、そしていろんな、例えば今回の適正な補助金交付における町の責任は極めて重大ということで顧問弁護士さんのあれもあるんですけども、そこで、その後の経緯で増えるとか、その金額から増えるとか、もしくは責任が新たに発生して減るとか、そういうスタートの方法が、私は当事者に代わるわけではないんですけども、そうすると、この全額の支払いするという意欲が、そういう金額になることによってより早めの解決というんですか、金銭的なことになると思うんですけども、そのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 先ほど答弁をさせていただいた内容と若干重なる部分もあるかと思いますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今野委員がお話しされました本町顧問弁護士が作成した意見書でございますが、その顧問弁護士の意見は、町の関与と責任といったことをまず認めた上で、それぞれとして考える場合の割合について、いわゆる過失相殺、信義則といった原則に照らしまして、相手方に請求し得るのは最大でも2分の1にとどめるべきであろうといったことが明記をされてございます。ただ一方で、この基本的な考え方は相手方に対して、先ほどもお話をさせていただきましたが、相手方に対して損害賠償請求をする場合といったことを前提としてございまして、相手方が争いなく弁済をすると、あらかじめ和解をすることになるかと思うんですが、そうした取扱いを前提としてはございません。町の関与と責任といった点につきま

しては、現在、町の監査委員において地方自治法に基づく監査がなされております。そうしたことを踏まえまして、先ほども申し上げましたとおり相手方と取り交わす弁済の契約においては、まずは民法の原則に照らして不正に利益を得た分の全てについて賠償をお願いをする。相手方もそれを御了解すると。その上で、町の関与と責任といったことが明らかとなつた後は、その責任分について相手方の弁済必要額から減ずるといったことになるんだと考えてございます。その2分の1といった点につきましては、あくまでもその意見書も一つの意見にしかすぎませんので、2分の1が果たして法的に責任の割合として確実なものなのかというところも議論があるものだと考えてございます。当然今、町側でお願いしております監査委員のほうによる監査が2分の1スタートといったことではないかと思いますけれども、基本的にはもう損害全体としてのスタートだと認識してございますので、その監査の結果に応じて相手方と必要な変更等を取り交わすといったことで考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体今分かったんですけれども、相手方が争わないという、そういうところで今回こういった形で進められているわけなんですけれども、そこで町の責任ということなんですけれども、私、当初から申しているように、震災直後で応援の職員等いっぱい来ていて、そういった中での、応援に来た人が悪いというわけではないんですけども、そういうごたごたの中でのこういった事案が発生したわけですので、そういった部分も、町の責任という面では私は情状酌量の余地はあると思っているんですけども、そういった面においても、震災直後からの混乱したところでのこういった事案が発生したわけですので、そういったところも加味する必要があると思うんですけども、そこで伺いたいのは、当初満額でスタートするということなんですねけれども、たまたま今回、当町の顧問弁護士さんの意見書も、秘密会ということで多分相手方もこういったことは分からなかつたんじゃないかと思いますので、そこをもし、これが先ほどオープンになったので動きも変わってくる可能性もなきにしもあらずですので、その点はどのように考え、進めていくのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 相手方と協議をさせていただくに当たっては、例えばといった前提是つきますけれども、その責任の割合について2分の1であるとか3分の1であるとか、そういった形での責任分担といいますか、その分散がなされる可能性もあるといったことは前提としてお話をさせていただいた上で、御本人の御意向をこれまで何度もお伺いをしてきた結果、まずは全額を弁済するということで、御本人は一日も早く弁済についてスタートい

たしたいといった結果であったといったことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁で分かったんですけれども、相手方も満額じゃないということを認識しているという、そういう捉え方でよろしいのかどうか、最後確認させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 先ほど監査のほうからお示しをされている資料にもございますとおり、地方自治法の定めによれば、賠償責任の有無を含めて今監査に付しているといった状況でございますので、賠償があると決定されれば当然その分は減額になろうかと思いますけれども、今この段階で私のほうでお答えできる材料については持ち合わせてございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 初めに、刑事と民事とあるわけですよね。何かみんなごちゃ混ぜになっているような感じ、今話を聞いていると感じたんでね。当初、これは昨年の9月1日の特別委員会の資料として、これは実際には交付した町の補助金の金額は1,860万円。隠蔽工作を行いながら1,600万円を不正に流用したと。その中で時効、刑事事件ですからね、時効があると。それは620万円の分が時効に当たるので残の1,240万円を刑事告訴、告発というような説明にはなったわけです。その後、いろんな不正流用したであろうという金額の中にも、実際、流用しなかった金額も出てきたわけですよね。それを差し引いて警察のほうに被害届というか、これは詐欺罪という言葉を使ったと思うんですが、出すんだというお話をしたけれども、実際に、警察のほうに幾らの損害というか詐欺罪として届出をしたのかどうか。捜査といいますか、内容どうなっているのかですね。その辺の話が全然見えていないんです。今お話を聞きますと全額をとにかく本人は払うんだと、払う意思があるんだと。これから詰めていくんでしょう。その被害額の2分の1は考えているでしょうから。あと2分の1程度は、監査委員が各その当時の担当職員に割り振りするんでしょう、割り振りというかね。どのような責任度合いがあるのかということで今やっている最中だということで、ここでは公表もまだできないというようなお話を、そういう解釈でよろしいのかどうか、私のね。整理したんだけれども。それでよろしいですか、確認します。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今、三浦委員お話をされたとおりでございまして、補助金の

交付総額の1,860万円から、刑法上の詐欺行為に係る時効が7年といったことでございますので、その時効で消えてしまう分といいますか下ろせる分が620万円で、結果1,240万円ですといったことをこれまで御説明してございました。これにつきましては、冒頭お話がありましたとおり民事と刑事の別がございまして、あくまでも7年というのは刑法上の詐欺行為に係る時効でございまして、それに照らせば被害額は1,240万円ということがまず計算できるといったのがこれまでございました。一方で、この弁済については民法の定めによりまして、具体には724条という条文になるんですけれども、民事のほうとしては、被害者が損害あるいは誰が加害者であるかといったことを知ったときから3年、不法行為のときから20年といった定めがございますので、民事上の弁済については7年といった刑法上の時効は影響しないといった、まず前提になります。

そしてまた、現在の捜査状況的な部分でございますけれども、捜査の状況ですので御回答差し上げる立場にはございませんが、捜査を継続中であるといった旨は確認をしているといった状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 細かいこといっぱい、聞きたいこといっぱいあるんですけどもね。代表監査委員さん、大体めどとして、この何条ですか、額の決定といいますか、担当者どなたがどれくらいの割合の金額、いろいろとやっているんでしょうけれども、めどとしていつ頃までにその決定がなされるのかということをお聞きしたいなと思っているんです。監査委員さんも大変なんですね、余計な仕事が出てきて御苦労さまで。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、この特別委員会は委員長、再発防止という言葉は今日は載っていないんだけれどもね。前に委員会の名称をつくるときに、決めるときに再発防止と。この再発防止も含めていろいろとお話もしたいこといっぱいあるんです。何度も繰り返すようですが、監査委員のほうから再三再四、再三再四ですよ、指摘事項があったわけですよ、この件に関して。記録を見ますと、10年ぐらいになるのかな、私も監査委員一時期やったんです。そのときにも指摘しているんですね、この件で。それにもかかわらず、何度も指摘されているのにこういう事件が起きているということは一体、町長、何なんだべ。何が原因なのさ。町長が任命した監査委員だから、執行部の悪いようにしないだろうなんてそんな甘い考えでいるんじゃないだろうね。皆さん執行部の方々、監査委員の意見というものの捉え方、考え方どう思っていますか。特に事務の最高責任者の副町長、監査委員の意見というものの捉え方というか、ど

ういうふうに思ってその日常の仕事に就いているのか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（芳賀長恒君） 三浦委員のお話をいただきました。我々監査委員事務局として、それぞれの関係した職員の聴取ということでございますが、昨年の3月3日から6月の8日ですか、ということで一応延べ9回、9日を要して事情聴取をさせていただいております。そして、今月の9日でございますが、あとお一方というところまで今きているというような段階でございます。したがって、それらを9日の聴取した後に、再度我々としてどのぐらいの段階の時期にということに相なろうかというふうに思いますが、いずれ、センシティブなそういう内容でございますので慎重には慎重を期して、自治法に照らしながら、賠償の責任という形での町長の要求監査にできるだけ早く応えてあげたいということだろうと思いまし、はたまた行政管理課長もお話しさせていただいているように、相手方との関しましては、これから御本人がまず持っているだろうというふうに思われるそれを、まず入れていただいた後に、関与した職員に対するそういう損害賠償の額も決まるということでございますので、その後に御本人に対してというふうに段取りになっていくのかなというふうに思いますが、いずれ、そういう経緯経過を踏まえて、できるだけ早くという思いはいたしているということをお答えとさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明弘君） 再三再四というような言葉がございましたが、再発防止策についてもその都度お示しをさせていただいて、それから職員、いわゆる管理職あるいは一般職も含めて、事あるごとにそういう注意も含めて、注意喚起も含めて何度もやっているんですが、残念ながらならないと。それが現状であります。特に4月の異動がございまして、その後に、ぽろぽろといったそういう事案が発生しているというような、そういう現状にあるのは私も理解しておりますが、特に管理職に対しましては、職員の管理についてもう一度徹底するようにというようなことで、その都度注意喚起をしております。ただ、実際にはいわゆる壊滅といいますか、実際に全てなくなるというようなことは非常に難しい。それはやはり、今の時点でも既に300名からの職員がいますので、その300名の職員が個々の仕事を一生懸命やっているのはもちろん理解はしておりますが、残念ながら1つ、2つ、3つ、4つというふうなことでそういう事案が発生しているということは、非常に申し訳ないと、そういうふうには思っております。ただ、信頼回復のためには、やはりそのチェックをもう一度改めてやっぱり行うというようなことが必要だと思いますので、事あるごとにもう一度徹底して

まいりたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 本当に、監査委員さんには大変に御苦労をおかけしております。先ほど局長のほうから、あまり急いだっていい結果は出ないだろうというようなお話もありましたけれどもね。できるだけ早くという代表さんのお話もありました。そこでちょっとお聞きしたいのは、町がお願いした顧問弁護士さんがいますよね。その顧問弁護士さんが、要は各担当課の職員に対しての責任を明確にしろということで町長のほうに来て、町長から監査委員のほうに文書でもって今やられているわけですよね。監査委員事務局がお願いした弁護士さん、今やられているわけですよね。それで意見としてね、弁護士さんの意見として、監査委員事務局がお願いした弁護士さん、町がお願いしている顧問弁護士さんの食い違いみたいなのはあるのかないのか。というのは、要は町がお願いしている顧問弁護士さんは、当時のそのときの一般職員への責任の度合いを示せということですよね。監査委員事務局がお願いしている弁護士さんは、いやいや、その職員だけではないよというような話が出ないのかどうか。一般的に考えてみたほうがいいですよ。そういう話をしてもいいのか悪いのか分からんけれども、もし差し支えなければ、その辺のところもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、困ったもんですね、副町長ね。言っても分からないんですよ。何回も事件が、事故があるたびにお話ししても、でも出てくると。言っても分からないのは、どういう意味なんだ、日本語が通じないということだろうか。何なんだ。よく、言っても分からないやと諦める人がいるんだけれども、何が原因なんですかね。担当課のほうでも、職員からの聞き取りをしたと思うんですけど、いろいろね。監査委員のほうもやってますけれどもね。いろいろと聞き取りしたと思うんですが、職員が関わっているわけですよ、支出する際に。それはいいことなのか悪いことなのかという判断が、そのときの支出をした担当課の職員は分からないでやったのか、分かっていてやったのか。それを聞き取りのときにどのような返事いたしましたか。私、それが大きな問題だと思うんですよ。聞き取りしましたという報告受けたけれども、内容までは全然聞かされていないんでね。悪いことだと認識しながらやったのかどうかですね。公務員としてですよ、公務員として。その辺のところをお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局。

○事務局長（男澤知樹君） まず1点目、弁護士の関係でございます。委員御発言のとおり、町

の顧問弁護士とは別の弁護士を監査委員としてお願いをしております。監査委員事務局として、監査委員としてお願いしている弁護士に対しまして、今回の事案の経緯経過につきまして大量の書類を持ってまいりまして、事細かに説明を我々しております。12月14日にこの特別委員会で説明がございました町の顧問弁護士の意見書についても、こういった意見が町の顧問弁護士からなされているということも、監査委員としてお願いしている弁護士に説明をいたしました。その理由はといった部分等についても、お話しをしております。食い違い云々というお話がございましたが、あくまでも法律に基づいて、この問題についてどういうふうに対処していくのが必要なのかという1点でございますので、町の監査委員の意見は意見として、監査委員がお願いしている弁護士はそれは咀嚼をした上で、その上で法律はねといった形でレクチャーなりをいただいているということでございますので、今三浦委員が御懸念を持たれたような事案については、具体的な課題としては我々認識してはおらないというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明弘君） なくならないというような指摘をいただきましたが、原因は多分1つではないと思います。職員個々のいろいろな問題もございますし、組織としての問題もありますし、もしかすると、その職員の能力を超えていわゆる業務が、本人にかぶさってきているのかなというようなこともありますし、あるいは組織として、それがうまくバックアップできていないというようなことがあるかもしれません。ただ実際には、その事案が1つ起きたごとにやはり検証して、同じことを繰り返さないようにというようなことで対処していくという方法しか、今のところはございません。ですから、組織全体としてもやはりその見直しも含めて、組織の見直し、あるいは職員一人一人のケアとか、そういうことも含めて対処していくということを考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 災害もそうですけれども、やっぱりこういった事案、再発防止を考える上で検証が一番なんです。検証だと私は思います。先ほど、そのときの担当の職員さん、よくないことだと思ってやったのか、知らないでやったのかというお話をさせてもらいましたけれども、その辺分からぬでいるのかなと思ってはいるんですけども、一つの例を挙げますと、委員長ちょっと耳塞いでいてもらってね。このクレー射撃の補助金、その当時の担当の係なのか課長なのか分かりませんが、これよくないと思ってもやらざるを得なかつたのかどうか、検証です、検証。検証しなきゃいけない。再発防止のためにね。そのときの当時の担当から

聞き取りはやりましたか。よくないことを分かっていてやったのか、なぜやったのか、やらざるを得なかつたのかどうか。議員が来たから何ともならないから出しておけばと言ったのかどうか、その辺です。これ再発防止ですから。我々議員もそんなことできるなら我々もやりたいと思うんだから、今度はね。いいことじゃなくて悪いことでも。まず、それはそれとして、その辺のところ認識がどうなっているのかです。お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 町側として、担当職員の聞き取りは一つ一つの項目に関してということではなくて、逆に再発防止という観点も踏まえて、何が要因だったのかといったことを主眼に置いて、内部調査委員会のほうで調査をしたということでございまして、結論的に言えれば認識不足も確かにありました。逆に誰かがチェックするだろうとか、いわゆる他人任せ、そういうのが主たる要因だったということで報告は受けてございます。ただ、これらの要因を払拭すべく、組織体制も含め、研修の在り方も含め、これまで取り組んできておりますが、それで全てが解決したわけでもございませんで、住民の信頼回復に向けて、これからもコンプライアンスを含め、しっかりと心に響く研修等を行っていかなければならぬのかなというふうに思っています。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。本特別委員会に関し、御意見などあればお伺いいたします。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次回の委員会についてお諮りいたします。次回の委員会の開催日程については議長、正副委員長に一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り進めます。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時10分 閉会